

第4回 羽島市旧庁舎あり方検討委員会 会議要旨

日 時	令和4年1月25日（火） 午前10時～午前11時10分
場 所	羽島市役所 新庁舎3階 301・302 会議室
出席者	<p><委 員></p> <p>内田委員長、野々村副委員長、富田委員、大野委員、高木委員、味岡委員、坂田委員、北出委員、大塚委員</p> <p><事務局></p> <p>橋本総務部長、田中総合政策課長、浅井管財課長 入山管財課庁舎移転管理室長、成原政策参事</p> <p>[傍 聴]</p> <p>傍聴者：18名（報道機関含）</p>
内 容	<p><u>1 開会・あいさつ</u></p> <p>委員9名のうち、全員が出席。 事務局より開会の挨拶 議事進行を内田委員長に依頼</p> <p><u>2 議題 (1) 第3回 旧庁舎あり方検討委員会における委員の意見について「会議要旨の（案）の確認」</u></p> <p>前回（第3回）の委員会においての会議要旨（案）を作成し、各委員への事前配布により、会議内容及び発言内容の確認を依頼した。期日までに委員からの意見・修正依頼はなかったが、事務局より説明を行った部分の発言の訂正を求め、改めて、前回会議要旨（案）の最終的な確認をし、各委員の了承を得た。</p> <p><u>2 議題 (2) 利用目的による検討について（前回の議論の再確認）</u></p> <p>利用目的による検討については、重要な議題として協議・検討していただいたものであり、今回資料2を用いて再度説明した。また、会議要旨（案）を送付した際に、旧本庁舎に対する2団体からの要望書についても、委員長の了解を得たうえで、各委員に配布し、内容確認をしていただいたことを説明した。</p> <p>改めて委員の方々からご意見をお伺いした。</p> <p>委員：</p> <p>会議要旨と共に送付された2件の要望書について、読ませてもらった。1点目、一般社団法人ドコモモジャパンの要望書には、鉄筋コンクリート建造物の耐久性について、2022年版の新しいコンクリート工事に関する標準仕様書の内容が告知され、コンクリートの中性化が鉄筋コンクリート造の耐久性と関係がないと発表されており、物理的な寿命は、50年から70年よりも長いことが示されていると指摘されている。これにつ</p>

いての市の見解あるいは考え方を聞かせていただきたい。なぜなら、本委員会の中でも、旧本庁舎の存続には、莫大な費用がかかると説明されておりましたので、我々が協議している部分にどのように関係・関連するのか心配である。次に、あすなろ会の要望書では、本委員会が解体の方向で議論が進められていると記述がある。あくまで、あすなろ会側の見解であるが、本委員会の普遍性をしっかりと話す必要があると考える。偏った意見によって議論されていると見なされるのは、我々にとっても心外である。

事務局：一般社団法人ドコモモジャパンの要望書に対する市の見解については、同書に鉄筋コンクリート工事標準仕様書の指針が 2022 年度に改正される見込みであり、その内容において、コンクリートの中性化が鉄筋コンクリート造の耐久性と関連が無く、鉄筋コンクリート造の寿命は、当初の期間よりも物理的に長いことが示されたと記述されている。この部分において、他方では鉄筋コンクリート造の耐久性とコンクリートの中性化については関係性がないという情報を確認していないとの建築関係者からの意見も聞いている。

また、2つ目のあすなろ会の要望書に対する見解として、市は新庁舎建設の事業が進められてきた当初から本日第4回の旧庁舎あり方検討委員会に至るまで、一貫して公平性を保ちながらこの事案に取り組んできている。旧庁舎のあり方がどのような方向性・方針であることが、羽島市民にとって最良の選択になるかを念頭において、委員の皆さんに議論していただき、市として最終的な判断の参考にさせていただきたいと考えている。

委員長：

コンクリートの分野の専門家として補足させていただく。一般社団法人ドコモモジャパンの要望書の記述にあるコンクリートの中性化が鉄筋コンクリート造の耐久性に関係がないと主張する部分については、誤解があり、従来通り関係性はある。これはコンクリートの中性化が起これば必ず鉄筋コンクリート造の耐久性が落ちるという考え方を見直す部分があるということである。たとえば建物の内部は、中性化しても雨の浸入がないので鉄筋が腐食する可能性は少ない。すなわち、従来は中性化するとただちに耐久性に影響を及ぼすとされてきたが、今後は中性化していたとしても、環境条件を勘案し、腐食している部分と腐食していない部分を見極め、総合的に耐久性を判断する必要があるということである。今回、新しいコンクリート工事標準仕様書の方針が示されたとしても、羽島市旧本庁舎が中性化の有無に関わらず70年、100年の寿命があるとするものではないことを理解していただきたい。

寧ろ、旧本庁舎の問題は、コンクリートの中性化よりも地震である。大規模な地震に耐えることができるのかを判断していただきたい。

委員：

前回の内容の確認を事務局より資料を用いて説明を受けたが、旧本庁舎及び教育センターに関しては、それぞれの IS 値が、基準値 0.6 を満たしておらず、用途廃止が妥当であると考え。また、北庁舎、中庁舎に関しては、IS 値は基準値を満たしており、なおかつ各フロアの保有する水平耐力も基準値を満たしているものと推測されるので、用途変更について、概ね妥当であると考えが、地震時に倒壊及び崩壊する危険性はある。文部科学省が公立学校に対して定めている IS 値 0.7 以上を要求していることもあり、一概に耐震強度のみだけでなく、北庁舎、中庁舎の経年に対する対処についても注意する必要があると考える。仮に、利用する場合でも、事故が発生した場合は、市は法的に責任を追及される蓋然性が非常に高いので、人が利用する用途については、慎重な対応で臨む必要がある。いずれにしろ、半永久的に問題がない構造であるとは考えられないので、市の他の施設とのバランスにおいて、一時的な利用に留めるなど柔軟な対応をする必要があると考える。中庁舎については、さらに整備工事等が発生することになっているので、この点についても十分な検討が必要ではないかと考える。

文化財の指定に関しては、国の指定を目指すならば最短でも 7 年程度、市の指定でも最低 2 年程度の時間を必要とするものである。いかなる状態でも旧本庁舎を残すとしても、最低限度の強度を確保する費用と時間が必要であって、指定及び登録を受けた後も維持管理の費用がかかることを想定して検討しなければならないと考える。そうならば、旧本庁舎に関して、保存を検討することは、現状ではかなり困難ではないかと考える。仮に最低限度の耐震強度を保つためであっても、前回の本委員会で説明を受けたが、約 17 億円の費用を要することとなる。また、この建物を作品としてとらえ、意匠に配慮した免震工法を採用した場合には、約 32 億円の以上の費用が必要になると説明を受けている。前回の本委員会において、別の委員の方が発言されたようにビーバイシー (B/C) で考えるのであれば、恐らく作品としての重要性は高いものであったとしても、費用に見合うだけの効果を期待することは難しいであろうと考える。現存か解体かという問題において、現存する場合には IS 値 0.245 が示すとおり、倒壊、崩壊の危険性に対して多大な損害を与える可能性が高いことが推測される。法的な観点から言えば、住民の生命、身体に与える影響というのは、重要な要素であると思われる。

作品としての価値を重要視する場合は、耐震補強工事費用等を含め、その捻出先を検討することが、重要になってくるが、以前の資料にあるとおり、現在の羽島市の財政状況を鑑み、市で負担することは困難ではないかと考える。存続を求める方のクラウドファンディングや寄附も検討することは、少しは必要ではないかと考える。

観光施設としての利用も理論上は不可能ではないが、市の負担によって実現することについては、難しいのではないかと一言を言わざるを得ない。

前回の会議の後に事務局と意見交換する中で、作品としての重要度が高いなら、現存させる方法だけでなく、何らかの形で記憶に残るように保存できる方法を検討すべきではないのか意見を申し上げた。この場合の方法、費用もいずれ検討すべきと考える。

委員：

12月1日 第3回の委員会の翌日に新聞報道されたが、市側の意見として旧本庁舎の利用目的は、定まっていないとされていたが、市民及び業者の方が、この記事を見て事務局に具体的な提言や問い合わせがあったか。

委員：

本日の新聞記事では委員長の発言として解体止む無しとの記述があるが、この委員会は、解体する方向で協議しているという誤った情報が伝わってしまうことを危惧している。旧本庁舎を残すことの可能性を含めて、財政面も併せて審議を続けてきたはずである。一方向の意見を掲載するのではなく、正しい情報を皆さんに伝えて欲しい。

委員：

北庁舎、中庁舎については、耐震強度は基準値を満たしているが、内部の状態は使用できる基準を満たしているのだろうかと考える。利用目的にもよるが、条件によっては、改修のための費用が発生することになるのも、保存すべきかどうかの判断に影響するものだと考える。

委員：

委員の一人、羽島市民の一人として、可能ならば保存してほしい一面もある。しかしながら、市民の税金で成り立っている行政としての運営の面からすれば、保存に多額の費用を費やすことは、理解を得られないのではないかと考える。財政的な部分だけ、歴史的価値といった特定の考え方ではなく、羽島市の後世の市民にとって有益な判断をすべきではないかと考える。

委員：

私自身、この旧庁舎ことを人に話してみた。意見は様々で、やはり坂倉作品として保存を望むのは、建築に携わる方々であった。一般の方は、判断することができないという意見であった。加えて、予算の問題もあり、先の委員の発言にあったように、坂倉氏に敬意を払ったうえで、どういう形で記憶に留めておくかということを実際に議論すべきであろうということ、建物を残すこと自体が坂倉氏に敬意を払うことではない。保存にかかる費用の捻出について困難な場合も踏まえ、羽島市民の誇りとしてどの様な方法で記録、記憶に留めておくかということを実際に議論すべ

きということがとても重要な部分ではないかと考える。

委員：

改めて、事業経営の側面から意見を述べさせていただく。費用対効果という考え方において、支出が見合うものであるならば異論はないことになる。また、事業については、優先順位も関係してくることになる。この2つの要素からも、旧本庁舎だけを残すのではなく、同じレベルで他にも保存すべき対象を含めて一体として議論すべきではないかと考える。その中で、旧本庁舎はどの程度の順位なのか、現実的なのかを判断すべきと考える。行政は、市民の生命、財産を守ることを使命としており、安全・安心な暮らしを維持できるようにすることである。それ故に、教育、医療を含めた全体的なサービスを提供するのが主要な役割である。そうすると残念ながら文化的な事業は順位が高くないことになる。市の財源を支出するのであれば、文化的な部分よりも生活、医療、教育が優先されることは自然な考え方である。羽島市政の中で、総合的な観点から判断していただきたい。羽島市を住みよい街にするべく最善の判断をしていただきたい。

事務局：

まず、最初の新聞報道の件については、12月2日以降、本日までに市民の方々や企業から提案、意見等が寄せられたことはない。複数の委員の方から意見があったように羽島市としてどの選択が有益であるかを踏まえ、あらゆる可能性も考え、方向性、方針を定めて参りたい。

事務局：

今の事務局の答弁に補足する。

新庁舎建設の前、2017年に旧本庁舎に関するアンケート調査を実施した。無作為抽出による18歳以上の市民1,000人を対象に行ったもので、回答率は、53.8%、旧本庁舎の保存に関する設問には、保存に対する賛成が6.1%、反対が72.9%という結果だった。その設問の際に、庁舎の文化的な側面に触れていないという意見については、その質問を行った時点や現段階においても文化財の指定及び登録といった事柄に至っておらず、また市として第三者である専門家に文化的価値について調査依頼をしていることもなかったため、アンケートの時点で文化的価値を記すことは、市民の意見を正しく集約するうえで、必要ではないと判断し、あえて設問には、文化的側面に触れていない。

一方で、旧本庁舎の価値及び郷土の偉人の功績については、市内各地でくまなく実施したタウンミーティングでの説明の機会に、詳細に説明した。市として文化的価値については、その制度の内容について前回の委員会にて正確に説明をしており、解体ありきの内容ではなく、正しい情報、内容を委員の方に提示したうえで、議論していただいているもの

と認識している。

また、旧庁舎の耐震性については、IS 値 0.245 という数値は、紛れもない事実ではあるが、この測定地点 1 点以外の測定地点においても 2 箇所のみしか利用用途に適合した基準値を満たしておらず、ほぼ全体的に基準値以下であることは事実であり、この点についても改めて認識していただきたいところである。

3 点目として、工事費については、建物の外観を維持する 2 つの工法を選択した場合に、内側と外側に鉄骨のブレースと RC 壁を増設する方法では約 17 億円、免震装置を設置する工法では、約 32 億円から 52 億円を要することになると説明してきた。この費用額について財政的見地から議論をお願いしたところである。

2 議題 (3) 各旧庁舎の解体について

資料 3 に基づき、旧庁舎 4 施設の解体にかかる概算工事費を説明した。備考欄に記載のある、工期、工事内容、別途費用に関する説明も行った。また、提示してある概算工事額は必要最低限の価格であること、整備にかかる費用は、別途の費用額を説明した。

財源について、国の有益な財政制度（公共施設等適正管理推進事業債）が、期間延長されたことで、この制度を有効に利用したい旨の説明を行った。

また、令和 3 年度における県内の同制度の利用実績についても例示して説明した。

委員：

資料 3 にある旧本庁舎と教育センターの概算での解体見積費用について、面積は旧本庁舎のほうが 4 倍程度あるのに教育センターの見積額が高いのはどんな理由か。また、本委員会の目的は、旧庁舎のあり方とその敷地の利用についても協議の対象としているので併せて意見を言うが、仮に解体となった場合において、駐車場の整備を行うことで今のおよそ倍程度の敷地が利用できるようになり、そのような状況を市民がどのように感じるのかを考えながら議論を重ねるべきではないかと考える。

事務局：

教育センターの概算見積額については、建物の立地の条件、周辺環境など旧本庁舎に比べて解体作業に係る内容が困難な条件であるため、人件費等を含めた金額が割高であることを説明した。

事務局：

ただ今の説明に、補足を加える。

先ほどの説明は、あくまでも原状回復及び解体に係る除却事業としての最低限の費用額の説明である。例えば、最も費用がかからないと思われる広場及び公園、駐車場の整備の場合でも、整備費用として別途工事費用は発生する。例えば、新庁舎建設工事における外構工事の単価を当てはめて積算すると、面積などから、概ね6,000万円から1億2,000万円程度の整備工事費が別途必要となる試算がされている。

委員長：

先の説明があった事業費の試算例について、もう少し詳細な説明を求める。

事務局：

改めて旧本庁舎を参考に、分かりやすい数字に直して説明する。公共施設等適正管理推進事業債を活用すると、事業費を2億円とした場合、初年度の自己資金となる部分は、一般会計の2,000万円となる。残りの部分は、起債を活用し1億8,000万円を借り受け、財源を確保する。この財源で事業を進捗させ、1億8,000万円の起債を20年間の償還払いで対応すると次年度からの負担は約900万円程度となり、支払金額の抑制及び平準化をすることが可能となる。

委員長：

羽島市にとっては、厳しい財政事情の中、有益な制度を活用することで、財源の確保及び支出の抑制、平準化を図ることが重要であることが理解できた。

先ほど、別の委員の意見にもあったように、物理的に残すことが本当に残すことになるのか。物理的に残しても、いずれは朽ちていくことになる。地震などの要因が加われば、崩れてしまう。文化的価値として残すことにおいては、今の時代に即したデジタル技術を活用した保存の方法もあるのではないかと思う。どの様に残すべきかは、次の課題であると思う。

2つの団体の要望は、結論の先延ばしを求めているものであるが、結論の先延ばしは、この委員会の結論を放棄することになるので、委員会として次回に答えを出すべきだと思う。

2 議題 (4) 次回の予定について

事務局から次回の開催予定について、各委員のスケジュールを調整した上で、令和4年2月下旬頃に開催したい旨説明を行う。

次回に答申書(案)を協議願いたい旨を話す。

<質疑応答> なし

3 閉会